

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	国民健康保険に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

あま市は、国民健康保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

国民健康保険に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているが、委託先による不正入手、不正な使用等への対策として、事業者との間に個人情報の保護及び取扱いに関する契約を締結して万全の体制を期している。

評価実施機関名

愛知県あま市長

公表日

令和5年12月12日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険に関する事務
②事務の概要	<p>国民健康保険法(昭和33年12月27日法律第192号)に基づき、被保険者の資格の得喪・変更等の管理、被保険者証・限度額適用認定証等の発行、レセプトのチェック、療養費等の給付、保健事業の実施に関する業務を行っている。</p> <p>また、地方税法(昭和25年法律第226号)に基づき、国民健康保険税の賦課徴収に関する業務を行っている。</p> <p>国民健康保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。</p> <p>(1)被保険者に係る申請等(申請、届出又は申出)の受理、申請等に係る事実審査又は申請に対する応答</p> <p>(2)被保険者証、被保険者資格証明書、高齢受給者証等の各種証明書の交付・再交付・返還受理</p> <p>(3)保険給付の支給</p> <p>(4)保険医療機関等への一部負担金に係る措置</p> <p>(5)保険給付の一時差止め</p> <p>(6)保健事業の実施</p> <p>(7)国民健康保険税の賦課徴収</p> <p>(8)国保連合会で実施する療養給付の審査・支払等に付随する資格継続業務と高額該当の引き継ぎ業務</p> <p>(9)オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務</p> <p>なお、これらの事務に関して、番号法別表第二に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。</p>
③システムの名称	国民健康保険システム、国民健康保険給付システム、国民健康保険税システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、国保総合システム、国保情報集約システム、医療保険者向け中間サーバー等
2. 特定個人情報ファイル名	
国民健康保険台帳ファイル、国民健康保険税ファイル、統合宛名ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一16、30の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条、第24条 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第45条第5項等、第113条の3
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<p>【情報提供】 番号法第19条第8号、別表第二1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、29、30、33、39、42、58、62、78、80、87、88、93、97、106、109、120の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(以下「番号法別表第二主務省令」という。)第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2の2、第33条、第41条の2、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2、第59条の3</p> <p>【情報照会】 番号法第19条第8号、別表第二27、42、43、44、45の項 番号法別表第二主務省令第20条、第25条、第25条の2、第26条</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民生活部保険医療課
②所属長の役職名	保険医療課長
6. 他の評価実施機関	
なし	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	愛知県あま市七宝町沖之島深坪1番地 あま市役所 市民生活部保険医療課 電話052-444-3168
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	愛知県あま市七宝町沖之島深坪1番地 あま市役所 市民生活部保険医療課 電話052-444-3168

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]
	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]
	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]
	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年3月1日	I-1 ②事務の概要	なし	追記 (6)国保連合会で実施する療養給付の審査・支払等に付随する資格継続業務と高額該当の引き継ぎ業務	事後	国保制度改正に伴う変更
平成29年3月1日	I-1 ③システムの名称	なし	追記 国保総合(情報集約)システム(次期国保総合システムおよび国保情報集約システム)	事後	国保制度改正に伴う変更
平成29年3月1日	I-3 法令上の根拠	なし	追記 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第45条第5項等および同法第113条の3	事後	国保制度改正に伴う変更
平成29年3月1日	II-2 いつの時点の計数か	平成27年1月20日 時点	平成29年1月31日 時点	事後	国保制度改正に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月13日	I 関連情報 1. 特定個人情報を取り扱う事務 ②事務の概要	<p>国民健康保険法(昭和33年12月27日法律第192号)に基づき、被保険者の資格の得喪・変更等の管理、被保険者証・限度額適用認定証等の発行、レセプトのチェック、療養費等の給付業務を行っている。</p> <p>国民健康保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。</p> <p>(1)被保険者に係る申請等(申請、届出又は申出)の受理、申請等に係る事実審査又は申請に対する応答 (2)被保険者証、被保険者資格証明書、高齢受給者証等の各種証明書の交付・再交付・返還受理 (3)保険給付の支給 (4)保険医療機関等への一部負担金に係る措置 (5)保険給付の一時差止め (6)国保連合会で実施する療養給付の審査・支払等に付随する資格継続業務と高額該当の引き継ぎ業務</p> <p>なお、これらの事務に関して、番号法別表第二に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。</p>	<p>国民健康保険法(昭和33年12月27日法律第192号)に基づき、被保険者の資格の得喪・変更等の管理、被保険者証・限度額適用認定証等の発行、レセプトのチェック、療養費等の給付、保健事業の実施に関する業務を行っている。</p> <p>また、地方税法(昭和25年法律第226号)に基づき、国民健康保険税の賦課徴収に関する業務を行っている。</p> <p>国民健康保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。</p> <p>(1)被保険者に係る申請等(申請、届出又は申出)の受理、申請等に係る事実審査又は申請に対する応答 (2)被保険者証、被保険者資格証明書、高齢受給者証等の各種証明書の交付・再交付・返還受理 (3)保険給付の支給 (4)保険医療機関等への一部負担金に係る措置 (5)保険給付の一時差止め (6)保健事業の実施 (7)国民健康保険税の賦課徴収 (8)国保連合会で実施する療養給付の審査・支払等に付随する資格継続業務と高額該当の引き継ぎ業務</p> <p>なお、これらの事務に関して、番号法別表第二に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。</p>	事後	
令和1年6月13日	I 関連情報 1. 特定個人情報を取り扱う事務 ③システムの名称	国民健康保険システム、統合宛名システム、中間サーバー、国保総合(情報集約)システム(次期国保総合システムおよび国保情報集約システム)	国民健康保険システム、国民健康保険給付システム、国民健康保険税システム、統合宛名システム、中間サーバー、国保総合システム、国保情報集約システム	事後	
令和1年6月13日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	国民健康保険台帳ファイル、統合宛名ファイル	国民健康保険台帳ファイル、国民健康保険税ファイル、統合宛名ファイル	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月13日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一項番30 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第45 条第5項等および同法第113条の3	番号法第9条第1項、別表第一16、30の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定 める命令第16条、第24条 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第45 条第5項等、第113条の3	事後	
令和1年6月13日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシ ステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号、別表第二 【情報提供】項番1、2、3、4、5、12、15、17、22、 26、27、29、30、33、39、42、58、62、78、80、 87、88、93、97、106、109、120 【情報照会】項番27、42、43、44、45	【情報提供】 番号法第19条第7号、別表第二1、2、3、4、5、 9、12、15、17、22、26、27、29、30、33、39、 42、58、62、78、80、87、88、93、97、106、109、 119の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及 び情報を定める命令(以下「番号法別表第二 主務省令」という。)第1条、第2条、第3条、第4 条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第 12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の 2、第24条の2、第25条、第31条の2、第33条、 第41条の2、第43条、第44条、第46条、第49 条、第53条、第55条の2、第59条の3 【情報照会】 番号法第19条第7号、別表第二27、42、43、 44、45の項 番号法別表第二主務省令第20条、第25条、第 25条の2、第26条	事後	
令和1年6月13日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	平成27年1月20日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年6月13日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成29年1月31日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年6月13日	IV リスク対策		様式変更による追加	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月20日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報提供】 番号法第19条第7号、別表第二1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、29、30、33、39、42、58、62、78、80、87、88、93、97、106、109、120の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(以下「番号法別表第二主務省令」という。)第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2、第33条、第41条の2、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2 【情報照会】 番号法第19条第7号、別表第二27、42、43、44、45の項 番号法別表第二主務省令第20条、第25条、第25条の2、第26条	【情報提供】 番号法第19条第7号、別表第二1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、29、30、33、39、42、58、62、78、80、87、88、93、97、106、109、119の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(以下「番号法別表第二主務省令」という。)第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2、第33条、第41条の2、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2、第59条の3 【情報照会】 番号法第19条第7号、別表第二27、42、43、44、45の項 番号法別表第二主務省令第20条、第25条、第25条の2、第26条	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年6月15日	I 関連情報 1. 特定個人情報を取り扱う事務 ②事務の概要	<p>国民健康保険法(昭和33年12月27日法律第192号)に基づき、被保険者の資格の得喪・変更等の管理、被保険者証・限度額適用認定証等の発行、レセプトのチェック、療養費等の給付、保健事業の実施に関する業務を行っている。</p> <p>また、地方税法(昭和25年法律第226号)に基づき、国民健康保険税の賦課徴収に関する業務を行っている。</p> <p>国民健康保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。</p> <p>(1)被保険者に係る申請等(申請、届出又は申出)の受理、申請等に係る事実審査又は申請に対する応答</p> <p>(2)被保険者証、被保険者資格証明書、高齢受給者証等の各種証明書の交付・再交付・返還受理</p> <p>(3)保険給付の支給</p> <p>(4)保険医療機関等への一部負担金に係る措置</p> <p>(5)保険給付の一時差止め</p> <p>(6)保健事業の実施</p> <p>(7)国民健康保険税の賦課徴収</p> <p>(8)国保連合会で実施する療養給付の審査・支払等に付随する資格継続業務と高額該当の引き継ぎ業務</p> <p>なお、これらの事務に関して、番号法別表第二に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。</p>	<p>国民健康保険法(昭和33年12月27日法律第192号)に基づき、被保険者の資格の得喪・変更等の管理、被保険者証・限度額適用認定証等の発行、レセプトのチェック、療養費等の給付、保健事業の実施に関する業務を行っている。</p> <p>また、地方税法(昭和25年法律第226号)に基づき、国民健康保険税の賦課徴収に関する業務を行っている。</p> <p>国民健康保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。</p> <p>(1)被保険者に係る申請等(申請、届出又は申出)の受理、申請等に係る事実審査又は申請に対する応答</p> <p>(2)被保険者証、被保険者資格証明書、高齢受給者証等の各種証明書の交付・再交付・返還受理</p> <p>(3)保険給付の支給</p> <p>(4)保険医療機関等への一部負担金に係る措置</p> <p>(5)保険給付の一時差止め</p> <p>(6)保健事業の実施</p> <p>(7)国民健康保険税の賦課徴収</p> <p>(8)国保連合会で実施する療養給付の審査・支払等に付随する資格継続業務と高額該当の引き継ぎ業務</p> <p>(9)オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務</p> <p>なお、これらの事務に関して、番号法別表第二に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照</p>	事前	
令和2年6月15日	I 関連情報 1. 特定個人情報を取り扱う事務 ③システムの名称	国民健康保険システム、国民健康保険給付システム、国民健康保険税システム、統合宛名システム、中間サーバー、国保総合システム、国保情報集約システム	国民健康保険システム、国民健康保険給付システム、国民健康保険税システム、統合宛名システム、中間サーバー、国保総合システム、国保情報集約システム、医療保険者向け中間サーバー等	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年6月15日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報提供】 番号法第19条第7号、別表第二1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、29、30、33、39、42、58、62、78、80、87、88、93、97、106、109、119の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(以下「番号法別表第二主務省令」という。)第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2、第33条、第41条の2、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2、第59条の3 【情報照会】 番号法第19条第7号、別表第二27、42、43、44、45の項 番号法別表第二主務省令第20条、第25条、第25条の2、第26条	【情報提供】 番号法第19条第7号、別表第二1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、29、30、33、39、42、58、62、78、80、87、88、93、97、106、109、120の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(以下「番号法別表第二主務省令」という。)第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2、第33条、第41条の2、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2、第59条の3 【情報照会】 番号法第19条第7号、別表第二27、42、43、44、45の項 番号法別表第二主務省令第20条、第25条、第25条の2、第26条	事後	
令和3年6月25日	I-4-②法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	令和3年9月1日に施行されている番号利用法の改正による修正
令和4年6月30日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報提供】 番号法第19条第8号、別表第二1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、29、30、33、39、42、58、62、78、80、87、88、93、97、106、109、120の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(以下「番号法別表第二主務省令」という。)第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2、第33条、第41条の2、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2、第59条の3 【情報照会】 番号法第19条第8号、別表第二27、42、43、44、45の項 番号法別表第二主務省令第20条、第25条、第25条の2、第26条	【情報提供】 番号法第19条第8号、別表第二1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、29、30、33、39、42、58、62、78、80、87、88、93、97、106、109、120の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(以下「番号法別表第二主務省令」という。)第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2の2、第33条、第41条の2、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2、第59条の3 【情報照会】 番号法第19条第8号、別表第二27、42、43、44、45の項 番号法別表第二主務省令第20条、第25条、第25条の2、第26条	事後	
令和4年6月30日	I-1-③システムの名称	統合宛名システム	団体内統合宛名システム	事前	システムの名称を整理

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年12月8日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	愛知県あま市甚目寺二伴田76 あま市役所甚目寺庁舎 市民生活部保険医療課 電話052-444-3168	愛知県あま市七宝町沖之島深坪1番地 あま市役所 市民生活部保険医療課 電話052-444-3168	事後	
	I 関連情報 7. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	愛知県あま市甚目寺二伴田76 あま市役所甚目寺庁舎 市民生活部保険医療課 電話052-444-3168	愛知県あま市七宝町沖之島深坪1番地 あま市役所 市民生活部保険医療課 電話052-444-3168	事後	
	II しきい値判断項目 1. 対象人数	平成31年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	
	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成31年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	